

一般社団法人浜松市薬剤師会における夜間・休日の医薬品提供体制を ホームページ掲載するための非会員対応に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人浜松市薬剤師会（以下、「薬剤師会」という。）が非会員からの要望による薬剤師会ホームページ掲載に関して必要な事項を定める。

(掲載の内容)

第2条 次の内容に関して掲載することができる。

- (1) 薬局情報（薬局名、住所、連絡先、公表用メールアドレス）
- (2) 薬局の開局時間・時間外対応及び在宅対応に係わる事項
- (3) 災害や新興感染症発生時における対応に係る事項

2 ホームページ内では、会員と非会員を区別して掲載する。

(掲載の期間)

第3条 掲載する期間は、毎年6月から翌年の5月末までとする。

(掲載依頼の手続き)

第4条 薬剤師会ホームページへの掲載に関しては、手数料と共に所定の掲載申込用紙に必要事項を記入し薬剤師会事務局へ提出する。

2 オンラインでの申し込みの場合は、手数料の入金を確認したのち掲載する。

(掲載の更新について)

第5条 掲載の更新については毎年5月末までに辞退届の提出がなければ自動更新とし、翌6月中に手数料を支払うものとする。なお掲載内容の変更については都度変更届の提出があれば変更することができる。

2 変更は月1回までとし、毎月20日までに変更の依頼があったものについて、翌月の1日より変更して掲載する。

(手数料)

第6条 掲載にかかる手数料は、次のとおりとする。

- (1) 令和6年5月から令和7年5月まではどの月からの申し込みでも一律60,000円(税別)を一括徴収する。
- (2) 令和7年6月以降は翌年5月までの月数に月額5,000円(税別)を乗じた金額を一括徴収するものとする。
- (3) 振込により支払う場合の振込手数料は、振込者が負担する。
- (4) 掲載期間の途中で掲載辞退の届け出があったとしても返金しない。

(辞退)

第7条 掲載を辞退する場合は、所定の辞退届に必要事項を記入し届け出するものとする。

(委任)

第8条 この要領の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この要領は、令和6年5月15日から施行する。